

政令第 号

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第一項第二号及び第七項、第十三条第三項、第三十一条第一項及び第三項、第三十三条第四項及び第五項並びに第四十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号及び第五条第五号中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条の二中「株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）」を「会社」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

（劣後的政府貸付け）

第五条の二 法第十三条第三項に規定する政令で定める貸付けは、次に掲げる性質の全てを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。

二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

三 政府がその貸付けに係る債権の全部又は一部を免除しなければ株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の財産をもって会社の債務を完済することができないと認められる場合において、法第一条の目的の達成に重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときは、政府は会社の株式の取得であつてその貸付けに係る会社の債務を消滅させるためにするものを行う旨の特約が付されていること。

四 前三号に掲げるもののほか、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定により定められる基準を勘案して主務大臣が会社の自己資本の充実に資する債務の基準として定める基準に適合するものであること。

第六条第一項に次の一号を加える。

三 認定特定海外事業促進業務（法第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務をいう。以下同じ。）に係る勘定 毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額

第六条第二項に次の一号を加える。

三 認定特定海外事業促進業務に係る勘定 認定特定海外事業促進業務に係る勘定に整理された資本金の

額に相当する額

第七条及び第八条第一項中「及び特別業務」を「特別業務及び認定海外事業促進業務」に改める。

第九条第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「及び特別業務」を「特別業務及び認定海外事業促進業務」に改め、同項第一号へ及び第二号ホ中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十条から第十一条の二までの規定中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十四条中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削る。

第十五条（見出しを含む。）中「財務省令」を「主務省令」に改める。

第十六条中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の施行の日（令和八年九月十八日（P））から施行する。

理 由

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行に伴い、劣後的政府貸付けの要件を定めるとともに、株式会社国際協力銀行の業務に認定特定海外事業促進業務が加わったこと等に伴う所要の規定の整備を行う必要があるからである。